

(設置の目的)

第1条 一般廃棄物処理施設整備事業の財源に充てるため、岡山市一般廃棄物処理施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の当該歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、一般廃棄物処理施設の整備その他関連事業及び当該事業に係る起債の年次償還に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。